

4

手当・年金

(1) 障害児福祉手当

①受給できる方・認定の内容

- ・19才以下で、心身に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を要する方
- ・障害者手帳等の有無に関係なく、別に定められた障害程度に該当しているかどうかで認定します。

手当支給額	令和4年度	令和5年度
手当額(月額)	14,850円	15,220円

②申請に必要な書類等

- ・認定請求書(指定様式が申請窓口にあります)
- ・所得状況届(指定様式が申請窓口にあります)
- ・認定診断書(障害の種類に応じた指定様式が申請窓口にあります)
- ・身体手帳又は療育手帳等(お持ちの場合)
- ・年金証書(障害年金を受給している方)
- ・受給者名義の普通預貯金通帳
- ・マイナンバーカード

③その他

- ・手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。手当の支給月は2月・5月・8月・11月で、前3ヶ月分が口座に振り込まれます。
- ・本人及び扶養義務者の所得によっては、受給資格はあっても手当の支給が停止されることがあります。
- ・施設に入所している方及び入所した方は、請求及び受給資格はありません。
- ・20才に到達すると資格喪失となります。

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係



(2) 特別障害者手当

①受給できる方・認定の内容

- ・20才以上で、心身に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を要する方
- ・障害者手帳等の有無に関係なく、別に定められた障害程度に該当しているかどうかで認定します。

手当支給額	令和4年度	令和5年度
手当額(月額)	27,300円	27,980円

②申請に必要な書類等

- ・認定請求書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・所得状況届（指定様式が申請窓口にあります）
- ・認定診断書（障害の種類に応じた指定様式が申請窓口にあります）
- ・身体手帳又は療育手帳等（お持ちの場合）
- ・年金証書（障害年金を受給している方）
- ・受給者名義の普通預貯金通帳
- ・マイナンバーカード

③その他

- ・手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。手当の支給月は2月・5月・8月・11月で、前3ヶ月分が口座に振り込まれます。
- ・本人及び扶養義務者の所得によっては、受給資格はあっても手当の支給が停止されることがあります。
- ・施設に入所したとき、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院したとき(超えた月の翌月から)は、受給資格が無くなります。

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係



（3）特別児童扶養手当

①受給できる方・認定の内容

- ・19才以下の重度又は中度の心身障害児を監護している父又は母、もしくはそれに代わって養育（同居、監護、生計維持）している方
- ・障害者手帳等の有無に関係なく、別に定められた障害程度に該当しているかどうかで認定します。
- ・障害程度によって1級、2級に区分されます。なお、級の区分は、障害の状況に応じて変更申請することができます。

手当額（月額）	令和4年度	令和5年度
1級	52,400円	53,700円
2級	34,900円	35,760円

②申請に必要な書類等

- ・特別児童扶養手当認定請求書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・戸籍謄本
- ・特別児童扶養手当認定診断書（障害の種類に応じた指定様式が申請窓口にあります）
- ・特別児童扶養手当振込先口座申出書（指定様式が申請窓口にあります）

- ・身体手帳又は療育手帳等（お持ちの場合）
※療育手帳「A」の場合は、手帳の写しで診断書にかえることができる場合があります。
- ・受給者名義の普通預貯金通帳
- ・マイナンバーカード
- ・印鑑
※請求者が障害のある方と別居している場合は、別居監護申立書が必要になります。
※養育をしている方が請求する場合、養育申立書及び障害のある方の父及び母の戸籍または除かれた戸籍謄（抄）本が必要になります。

③その他

- ・手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。手当の支給月は4月・8月・11月で、前4ヶ月分が口座へ振り込まれます。
- ・世帯の所得によっては、受給資格はあっても手当の支給が停止されることがあります。
- ・障害のある方が施設に入所している又は入所した場合は請求及び受給資格はありません。
- ・障害のある方が20才に到達又は障害を支給事由とする年金を受給できるようになった場合は資格喪失となります。

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係



（４）在宅重度重複障害者介護見舞金

施設入所が困難な在宅の重度重複障害者を、常時介護している保護者が受給できます。

①対象者

対象となる障害者は次のすべてを満たす方です。

- ・療育手帳「A」の方
- ・身体手帳（1級）で、かつ視覚障害（1、2級）、聴覚障害（2級）、肢体不自由（1、2級）、内部障害（1級）が2以上重複している方

② 問い合わせ・申請窓口

柏崎地域振興局健康福祉部 企画調整課（柏崎保健所）

柏崎市鏡町11-9 電話：22-4166

(5) 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に死亡等があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

①加入できる方

障害のある方の保護者（65才未満）で、県内に住所があり、特別な疾病や障害のない方

②障害のある方の範囲（次のいずれかに該当する方）

- ・知的障害者（療育手帳の有無は関係ありません）
- ・身体手帳1級・2級・3級の方
- ・上記2項目と同程度と認められる方（統合失調症、脳性麻痺、自閉症、血友病など）

③共済掛金（障害のある方1人につき2口まで加入できます）

- ・加入時の年齢により1口あたりの月額が変わります。
- ・20年以上加入した方で、かつ65才以上の方は掛金が免除されます。また世帯の課税状況に応じて掛金が軽減されます。

④年金等の支給

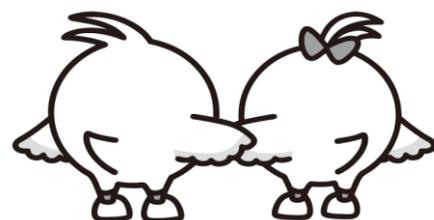
- ・年金
 - 加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある方に支給されます。
 - （加入数1口…月額20,000円、加入数2口…月額40,000円）
- ・弔慰金
 - 1年以上加入した後に、加入者の生存中に障害のある方が死亡したとき、加入期間に応じて支給されます。
 - （平成20年度以降加入の場合1口あたりで50,000円から）
- ・脱退一時金
 - 5年以上加入した後に、加入者が脱退したときは、加入期間に応じて支給されます。
 - （平成20年度以降加入の場合1口あたりで75,000円から）

⑤申請に必要な書類等

- ・心身障害者扶養共済加入等申込書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・申込者の健康状態の告知書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・必要な場合、年金管理者指定届書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・申込者及び心身障害者の住民票
- ・障害証明書（身体手帳・療育手帳等）

⑥問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係



(6) 障害基礎年金

原則として国民年金に加入している間に病気・ケガ・知的障害・精神障害により一定の障害状態となった方は障害基礎年金を受給することができます。なお、20才前に一定の障害となった方は、加入に関係なく20才から受給できます。

①認定の内容

病気やケガ等をして初めて医師または歯科医師の診療を受けた時から1年6ヶ月を経過した日（その前に症状が固定した場合、その固定した日）に、一定の障害（1級又は2級）に該当しているかどうかで認定します。（障害者手帳の有無は問いません）

②その他

- ・ 障害の内容や年齢により、受給要件が異なります。
- ・ 支給は、年額を6回（偶数月）に分けて支給します。
- ・ 保険料納付要件を満たしていること
初診日の前日に一定の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。

③問い合わせ

柏崎市役所 市民生活部市民課 国民年金係



(7) 障害厚生年金

厚生年金に加入している間に病気・ケガ・知的障害・精神障害により一定の障害状態となった方は障害厚生年金を受給することができます。

①認定の内容

- ・ 障害の程度によって1～3級、障害手当金（一時金）に区分され、支給年額についても、加入月数等によって異なります。（障害者手帳の有無は問いません）
- ・ 病気やケガ等をして初めて医師または歯科医師の診療を受けた時から1年6ヶ月を経過した日（その前に症状が固定した場合、その固定した日）に、一定の障害に該当しているかどうかで認定します。（障害手当金については、症状固定の認定期間は5年以内になります）

②その他

- ・ 障害の内容や年齢により、受給要件が異なります。
- ・ 支給は、年額を6回（偶数月）に分けて支給します。（障害手当金を除く）
- ・ 保険料納付要件を満たしていること
初診日の前日に一定の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。

③問い合わせ

柏崎年金事務所（柏崎市幸町3-28 電話：38-0568）